

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年7月3日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び姶良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年7月3日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年7月3日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー国分店

霧島市国分三丁目574番1 外3筆

2 変更事項

(1) 廃棄物等保管施設の容量

ア 変更前 廃棄物等保管施設1 建物内西側 20立方メートル

廃棄物等保管施設2 建物内西側 20立方メートル

廃棄物等保管施設3 建物内西側 29立方メートル

イ 変更後 建物内西側 41立方メートル

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後8時まで

イ 変更後 24時間

3 変更年月日

(1) 2の(1) 令和3年2月25日

(2) 2の(2) 令和2年6月25日

4 届出年月日

令和2年6月24日